



# 自転車の安全利用

## 自転車に正しく乗っていますか??



手軽で便利な乗り物「自転車」。街中を快適に走り、「メタボ」対策にも効果的。最近では、環境にも優しく、しかも経済的な乗り物として、多くのかたに愛用されています。  
しかし近年、利用者のルール違反やマナーの低下による自転車事故が深刻な状況となっています。

——自転車の安全利用をお願いします

**自** 転車はひとたび道路に出ると車などと同様に車両として位置付けられ、道路交通法を守らなくてはなりません。全国的に見ても、自転車に関する交通事故の発生割合は高く(表1)、時には重大事故に至ってしまったものも多々あり

ます。これらの事故原因の中には、自転車側の過失となる、信号無視や一時不停止など、道路交通法違反となる要件が多く含まれています。自転車事故を防止するためには、皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、ゆとりとマナーの心を持って利用することが何よりも重要です。

### 自転車安全利用“5則”を守りましょう!!



自転車は、車道が原則、歩道は例外	1	道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。従って、歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。
車道は左側を通行	2	自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	3	歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
交通ルールを守る	4	・飲酒運転は禁止 ・2人乗りは禁止 ・並進は禁止 ・夜間はライトを点灯 ・信号を守る ・交差点での一時停止と安全確認
子どもはヘルメットを着用	5	児童・幼児の保護者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。
運転中の携帯電話の使用、傘差し運転		前方不注意につながり大変危険です。自転車運転中の携帯電話の使用や、傘を差しての運転はやめましょう。

**出** 入り口として利用する場合で、歩道の段差解消のため、車道に乗り上げブロック(写真①・②)や鉄板(写真③)を任意で設置しているのを見掛けることがあります。

——安心・安全に通行できる道路環境を目指して...  
道路管理者からのお願い

これは、歩行者や車両(特に自転車や二輪車)が通行する上で大変危険であり、道路法でも禁止されています。

万一、これが原因で交通事故が発生した場合、設置者の責任が問われる可能性がありますので、設置している場合は、皆さんが安全に通行できるように、速やかに撤去してください。

なお、道路との段差を解消したい場合には、各道路の管理者(市道は道路管理課、県道は熊谷県土整備事務所)に相談の上、所定の手続きを行った後に、出入り口部分の歩道や縁石の切り下げ工事を実施してください。

※工事費は工事発注者の負担となります。



#### 問い合わせ

改正道路交通法について

生活道路パトロール課

☎ 574-8861

道路の切り下げなどについて

道路管理課(市道関係)

☎ 574-6651

熊谷県土整備事務所管理担当(県道関係)

☎ 533-8771

自転車乗車中による人身事故死傷者数 (表1)

	平成 18 年中	平成 19 年中	前年対比
全 国	175,453 人	171,923 人	98.0%
埼 玉 県	14,863 人	13,917 人	93.6%
深 谷 市	210 人	212 人	101.0%



- 子どもに自転車を運転させるとき
  - 保護者が運転する自転車に補助いすなどを設置して同乗させるとき
  - 13歳未満の子どもの自転車を乗車させるときは、保護者はヘルメットを着用させるように努めなければなりません(努力義務)。
- ※自転車に乗車させるときは?
- 子どもに自転車を運転させるとき
  - 子どもに自転車を運転させる横断歩道を通行できます。なお、歩行者の通行を妨げる可能性のある場合は、自転車を押し渡りましょう。
  - 自転車は歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます。なお、歩行者の通行を妨げる可能性のある場合は、自転車を押し渡りましょう。
- は、自転車から降りるか、徐行をするなど、歩行者への配慮が必要です。

- 歩道通行可の標識などが設置されている場合
  - 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、内閣府令で定める身体に障害をお持ちのかたが運転する場合
  - 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められる場合
- ただし、歩道を自転車で行きながら歩行者の通行を妨げる場合には、歩道を通行できるようになりました。
- ※原則として「自転車は車道通行」ですが、次の場合には、歩道を通行できるようになりました。
- ① 自転車は「子どもや高齢者などが通行する場合」や「車道通行が危険な場合」なども歩道を通行できます。

平成20年6月1日から施行された改正道路交通法  
**自転車の安全利用対策をおさらいしてみよう!!**